

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第205号
平成26年12月25日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

不発弾等の取扱いについて(通達)

発見された不発弾その他の火薬類(以下「不発弾等」という。)の取扱いについては、「発見された不発弾等の取扱いについて」(昭和33年7月30日付け警察庁丁安発第99号)、「海浜における漂着爆弾等による事故防止について」(昭和41年7月18日付け警察庁丁安発第335号等)及び「不発弾等の適正な取扱いについて」(昭和59年9月12日付け警察庁丁安発第397号)等により運用してきたところであるが、今後は本通達により下記のとおり運用することとしたので、事務手続上遺漏のないようにされたい。

なお、前記各通達については廃止する。

記

1 不発弾等の範囲

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの。

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の方面総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物。

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの。

ウ その他海上自衛隊の地方総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

2 事前対策

地域の住民、学校等に対し不発弾等の危険性について十分に広報するとともに、不発弾等が頻繁に発見される地域にあっては、関係機関及び団体等に働きかけを行い、連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めること。

3 警戒措置等

- (1) 不発弾等を発見し、又は発見の届出があったときには、直ちに警察職員を臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した看板、縄張りを設置する等、応急的な立入禁止等の警戒措置をとること。

なお、不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないものについては、盗難等の防止のため一時保管等に配慮すること。

- (2) 不発弾の種類、数量及び付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の危害防止のための警戒等の措置が必要と判断されるときは、迅速かつ確実に実施すること。
- (3) 上記(2)のほか、不発弾等の処理に際し、危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について、当該区域の警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から要請を受けた場合は、所要の措置を実施すること。
- (4) 自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、都道府県警察が公共の安全のため必要な警戒措置をとる上において、自衛隊の技術援助を必要とするときは、警視総監又は道府県警察本部長から方面総監等に対し、技術援助の要請を行うこと。

4 処理要請

- (1) 自衛隊に対する不発弾等の処理の要請は、警視総監又は道府県警察本部長から方面総監等に対し、不発弾等の種類、数量、状態及びその所在地並びに付近の状況等の参考事項を付して行うこと。
- (2) 上記(1)の要請を実施するに当たっては、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けた後、直ちに電話等により処理要請について事前通報を行い、その後速やかに文書による要請を行うこと。

なお、自衛隊に対する処理の要請については、相互の申し合わせ等に基づき、各都道府県警察が従来行っている方法を踏襲することは差し支えない。

5 その他

不発弾等の状態や発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合や、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、当庁(保安課)に即報すること。